

令和5年度
相模原市立田名小学校 いじめ防止基本方針

【学校教育目標】 夢をもち笑顔あふれる田名っ子の育成
【めざす児童像】 たくましく元気な子
なかよく思いやりのある子
こんきよく学ぶ子

【家庭・地域との連携】

- ・ 青少年相談員
 - ・ P T A
 - ・ 地域懇談会や地域行事への参加
- 委員長（校長）を中心に、担任や学年主任、児童指導担当が行う。

【校内組織】

委員長：校長
副委員長：副校長
委員：教務主任
児童支援専任
児童指導主任
養護教諭
人権担当
支援コーディネーター
各学年主任
担任
スクールソーシャルワーカー
青少年教育カウンセラー

【関係機関との連携】

- ・ 教育委員会（学校教育課、青少年相談センター等）
 - ・ 児童相談所
 - ・ 中央区子育て支援センター
 - ・ 相模原警察署
（県警少年相談保護センター）
- 委員長を中心に、支援コーディネーター、児童支援専任が連携を行う。

【いじめの未然防止】

○いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- （1）児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ①授業改善：校内研究を軸に、仲間との関わりを大切にしたり分かりやすい授業づくり
 - ②居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキル、構成的グループエンカウンター
 - ③児童が、自分の力でお互いに思いやりのある、人との絆をつくることのできたという実感を持てるような自主的・自発的な活動（委員会活動、係活動等）を支援する。
- （2）学校の教育活動全体を通じて、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ①絆づくり：田名っ子タイムやなかよしレクなどを利用した異学年交流や学年レクで、児童相互の関係を深める。
 - ②児童会活動：児童集会、代表委員会における田名小児童の自主的な運営をめざす。
 - ③清掃、当番、係活動：各学級における個々の役割と責任感を養う。
- （3）学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などの推進をする。
 - ①人権教育の推進：「自分の大切さと他の人の大切さを認めること」の周知徹底
 - ②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間を含めた全ての教育活動の中で実践
 - ③福祉体験：総合的な学習の時間を利用した体験活動の充実
 - ④小、中学校交流行事：あいさつ運動、連合運動会の練習、部活動見学
 - ⑤読書活動：朝読書の実施、静かに本と向き合う時間の確保と徹底

(4) いじめ（インターネットによるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

- ①校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修を実施
 - ・発達障害を含む障害のある児童等について、教職員が個々の障害の特性への理解を深めるとともに、適切な指導および必要な支援が行われるよう研修等を実施し、必要な情報を職員会議や打ち合わせで共有する。
 - ・外国につながるの児童、性同一性障害及び性的指向・性自認に係る児童等についても、正しい理解ができるよう研修をし、情報を共有する。
- ②教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実
- ③全校集会、学級活動における、校長をはじめとした担当教員からの講話
- ④家庭及び地域との良好なコミュニケーションの場の構築に向けて、学年・学級懇談会で話題にする。配付物等における啓発を行う。

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

- ①あいさつ運動、パパボラ、PTA 行事 など
- ②児童相談所、子育て支援センター、民生委員との懇談会
- ③地区懇談会、地区健全育成協議会
- ④小中高連携教育推進協議会
- ⑤PTA 三校合同研修会

【いじめの早期発見】

○日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにする。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ①授業中や休み時間、給食の時間、掃除の時間などでの児童の様子
 - ②子ども同士のトラブルや子どもからの訴えによる問題把握と解決
 - ③日記やノート、個人面談、家庭訪問等により把握
 - ④保護者への連絡、相談
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。児童の苦痛の累積やいじめの実態把握に取り組む。
 - ①アンケートの実施：各学期に1回実施
 - ②アンケートの気になる記述からくる教育相談、個別の聞き取り
 - ③教育委員会へいじめの月間報告
- (3) 在籍する児童及びその保護者がいじめに関する相談ができる体制を整備する。
 - ①担任と児童の信頼関係づくり
 - ・発達障害を含む障害のある児童、外国につながるの児童、性同一性障害及び性的指向・性自認に係る児童について、正しい理解のもと、信頼関係の構築に努める。
 - ②相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週木曜日
TEL：042-762-0234（直通）
さがみはら子どもSOSダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
 - ③保健室だより、相談室だよりの発行
 - ④青少年教育カウンセラーによる校内巡回
- (4) 教職員がいじめに関する情報を共有できる校内体制を整備する。
 - ①毎週の打ち合わせや職員会議の中での情報発信と共有
 - ②いじめ防止委員会を中心とした、問題への対策と対応

③いじめられていても、本人が否定する場合もあることを踏まえ、児童の表情及び様子を観察し、担任及び学年団の教諭や専科の教諭等での情報共有

【いじめへの対処】

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- (1) 教職員のいじめ認知への意識を高めることや、様々な状況におかれた児童等への組織的な支援の在り方について理解を深めるために、「いじめ対応マニュアル」の周知・徹底を図る。
 - (2) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ①校内のいじめ防止委員会に直ちに報告、情報を共有する。
 - ②すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために、その他必要な措置を講ずる。
 - ④SNS等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との連携の元で対応する。
 - (3) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等との連携を図る。
 - ・青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - ・青少年相談員、民生委員、児童相談所、中央区子育て支援センター
 - ・各警察署、県警少年相談・保護センター

【重大事態への対処】

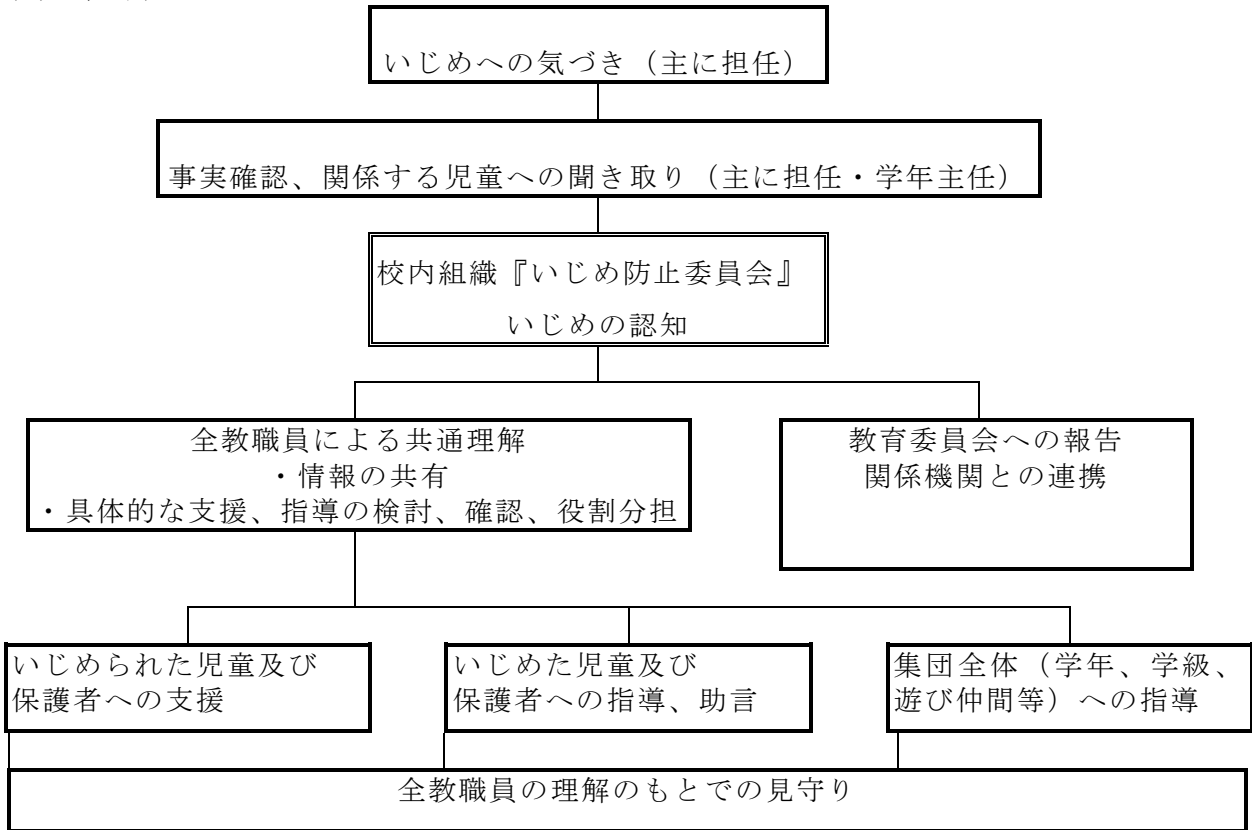
- 重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。
- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、すみやかに組織を設け事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
 - (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。また、調査結果についても市長に報告する。いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書を受取り、当該文書を調査結果報告に添える。
 - (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

※重大事態とは、

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（自殺の企図、心身、金品等に重大な障害）
- ②いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。

※重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等又は保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(対応経路)



- ・ 児童及び保護者からの相談や訴えには真摯に傾聴する。
- ・ 学級担任は一人で抱え込まず、学年主任や校内組織『いじめ防止委員会』に情報を発信して、報告・連絡・相談を徹底して、全教職員による共通理解を図る。
- ・ いじめへの対処の際、特定の教職員だけで解決することは難しいので、全教職員で共通認識をもち、関係機関と連携をとりながら対応する。